（参考６）個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類（自己資金による起業の場合）

基準日＝払込期日です。

【令和５年４月１日以降の株式取得用】

|  |
| --- |
| 投資家住所  投資家名　　殿  租税特別措置法施行規則第１８条の１５の２第２項第２号に規定する確認をした旨を証する書類  貴殿は、会社成立の日（令和　　年　月　日）において租税特別措置法施行令第２５条の１２の２第１項第２号イからヘまでに掲げる者に該当しないことを確認します。  なお、本書類は、租税特別措置法第３７条の１３の２又は第３７条の１３の３の規定の適用の際に必要な書類となるため、大切に保存してください。  令和　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　会社所在地  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名 |

（参考）租税特別措置法施行令第２５条の１２の２第１項第２号

**イ**　当該設立特定株式を発行した特定株式会社の設立に際し、当該特定株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この号において「特定事業主であつた者」という。）

**ロ**　特定事業主であつた者の親族

**ハ**　特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

**ニ**　特定事業主であつた者の使用人

**ホ**　ロからニまでに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

**ヘ**　ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族